

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する 指定都市市長会緊急要請

全国 20 の指定都市は、我が国の人口の約 2 割に当たる 2,700 万人以上が居住し、産業や医療機関が集積する圏域の中核都市として、国や都道府県、医療機関、関係機関等と緊密に連携し、新型コロナウイルス感染の拡大防止、地域の医療提供体制の確保はもとより、地域経済及び住民生活の支援、子どもたちの教育機会の確保等に取り組んでいる。

現在まで爆発的な感染拡大は起こっていないが、これは医療従事者の皆様のご尽力とともに、外出自粛や営業自粛など、多くの方々の取組によるものである。今後も、新しい生活様式を実践するとともに、感染拡大防止と社会経済活動の維持を両立していくために、国や地方自治体が感染拡大の防止策や医療提供体制の整備、地域経済及び住民生活の支援等に取り組んでいくことが求められている。

こうした中、国の緊急経済対策により創設された総額 1 兆円の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「臨時交付金」という。）の交付限度額が示されたが、産業・医療機関が集積し感染者数が多いにも関わらず、指定都市に不利な算定となっており、指定都市が地域の実情に応じてきめ細かに施策を実施するために必要な額になっていない。

については、住民の命と健康を守り、国の緊急経済対策への対応を強力かつ迅速に進めるため、第 2 次補正予算案の編成に当たり、以下の点について緊急に要請する。

- (1) 臨時交付金の総額について、感染拡大防止、医療提供体制の整備並びに地域経済及び住民生活の維持等に向け、各指定都市が地域の実情に応じて必要となる独自の施策を機動的に実施できるよう、第 1 次補正予算において 1.5 兆円の増額を行った予備費の活用も含め、大幅に増額すること。
- (2) 臨時交付金交付限度額の算定に当たっては、指定都市は、人口及び人口密度が高く交通の要所であるとともに産業や医療機関が集積し、圏域全体の感染拡大防止と社会経済活動の維持において大きな役割を担っていること等を十分に考慮し、地方自治体の財政力に関わらず必要な額を措置するよう、算定方法を見直すこと。

令和 2 年 5 月 22 日
指定都市市長会